

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第8回総会 議事録

■日時 令和元年11月1日（金）午後4時00分～午後4時52分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

■出席委員

柳会長、坂本第二部会長、荒井委員、池邊委員、池本委員、日下委員、小林委員、小堀委員、寺島委員、平林委員、宮越委員、宗方委員、森川委員

■議事内容

1 答申

「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、大気汚染及び騒音・振動の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環 境 影 響 評 価 書 案	・ (仮称) 西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業	令和元年 11 月 14 日
2 環 境 影 響 評 価 書	・ (仮称) 品川駅北周辺地区 1 街区、2 街区、3 街区、4 街区開発事業	令和元年 10 月 17 日
3 変 更 届	・ 白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業	令和元年 10 月 21 日
	・ 東武伊勢崎線 (竹ノ塚駅付近) 連続立体交差事業	令和元年 10 月 25 日
4 着 工 届 (事後調査計画書)	・ (仮称) 赤坂二丁目プロジェクト	令和元年 10 月 2 日
	・ 多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線 (多摩市聖ヶ丘五丁目～南野三丁目間) 建設事業	令和元年 11 月 8 日

令和元年度「東京都環境影響評価審査会」第8回総会
速 記 録

令和元年 11月1日（金）

都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 27

午後 4 時 00 分 開会

○森本アセスメント担当課長 お疲れ様です。定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち 12 名の御出席をいただいております。定足数を満たしてございます。

それでは、令和元年度第 8 回総会の開催をお願いいたします。

本日は傍聴の申し出がございましたのでよろしくお願いいたします。

○柳会長 わかりました。会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がおられますので、「東京都環境影響評価審議会の運営の関する要綱」第 6 条第 3 項の規定により、会場の都合から傍聴人の数を 30 名程度といたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳会長 傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退出されて結構です。

それでは、ただいまから令和元年度東京都環境影響評価審議会第 8 回総会を開催します。

本日の会議は、次第にありますように、答申 1 件、受理報告を受けることといたします。

○柳会長 それでは、最初に答申案件ですが、「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価調査計画書に係る審議を行います。この案件については第二部会で審議していただきましたので、その結果について坂本第二部会長から報告を受けることといたします。よろしくお願いいたします。

○坂本第二部会長 資料 1 をご覧ください。初めに、部会で取りまとめました答申案文について事務局から朗読してください。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、お手元の資料 1 をまずご覧ください。資料 1 を読み上げます。

令和元年 11 月 1 日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙となります。資料では4ページになります。別紙を読み上げます。

第1 審議経過

本審議会では、令和元年8月15日に「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長等の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

【大気汚染、騒音・振動 共通】

- 1 本事業では、施設供用後に解体工事が行われることから、工事の施行中の大気汚染及び騒音・振動については、工事用車両と関連車両の同時走行を勘案の上、適切に予測時点や予測地点等の設定を行うこと。
- 2 本事業では、更新後の処理能力の増加により関連車両の増台が見込まれることから、工事完了後の大気汚染及び騒音・振動については、現況と施設供用後の関連車両台数の比較を明らかにした上で、主な走行経路における影響を予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長等の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

○坂本第二部会長 それでは、審議の経過について報告いたします。

本調査計画書は、令和元年8月15日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。本事業は既存敷地にあるがれき類の破砕機にかわり、隣接する敷地に新たに破砕機、保管設備等を整備するもので、新規破砕機の供用後、現在使用している破砕設備を解体する計画となっております。事業の種類は廃棄物処理施設の設置でございます。

次に、答申案の内容について説明します。【大気汚染、騒音・振動 共通】の意見ですが、意見1では、計画では新たな施設の供用と並行して既存施設の解体が行われるため、工事施行中の車両の影響の予測評価について車両台数が最大となる時点を、工事車両に加えてその時期に上乘せされる関連車両も考慮した上で適切に設定するように求めるものであります。

意見2では、本事業では更新後の処理能力の増加により関連車両の増大が見込まれることから、現況と施設供用後の車両台数の比較を明らかにした上で予測評価することを求めるものであります。

本調査計画書に対しましては、江戸川区長、市川市長、浦安市長から意見が提出されております。本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、ここに指摘する事項に留意して評価書案を作成するよう求める次第でございます。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告について何か御意見等ございますでしょうか。森川委員、どうぞ。

○森川委員 最近どうしても風水害が周りで大きくなっていて、それが環境に与える影響が無視できないような感じになってきているので、これは中洲に建ててございますので少し気になったのが、水がかぶったような場合のときに廃棄物などが水に浸かったり、逆にそれが外に流れてしまったりするとまずいようなものとかないのかなとか、そういう対策はどうなっているのか気になったのですが。環境影響評価ということで審議の項目には当たらないかなと思うのですが、そのところが少し気になったものですから、お聞きしました。

○宮田アセスメント担当課長 ありがとうございます。

特に越水等について注意して聞いたことはないのですが、現場を確認したところ、川については、島側もそうですし、島ではないほうもそうですが、護岸整備をしっかりとっております。工事をしてそれなりの高さの護岸というものがつくられていたので、予想される、最

近、「予想外」ということも随分あるのですが、予想されるものに対しての水害対策は十分と
っていると思われませんが、委員の御懸念については事業者にお伝えしたいと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申
としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、皆様のお手元のタブレットに答申書を表示してお
ります。では答申書を読み上げます。

31 都環審第 32 号

令和元年 11 月 1 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会会長 柳 憲一郎

「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価調査計画書について（答申）

令和元年 8 月 15 日付 31 環総政第 382 号 諮問第 502 号で諮問があった、そのことについ
て当審議会の意見は別紙のとおりです。

ということで、2 枚目以降別紙、それから審議経過については先ほどのとおりですので、
同じ内容ですので割愛させていただきます。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいま朗読しましたとおり知事に答申することにいたします。

次に受理関係について事務局から報告をお願いします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。それでは受理関係について報告いたしま
す。

お手元の資料 2 をご覧ください。環境影響評価調査計画書が 1 件、事後調査報告書が 4 件、
変更届が 1 件を受理してございます。

○柳会長 それでは、「(仮称) 中野四丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書の概要について事業者から説明を受けることといたします。事業者の方は、お手数ですが、席の移動をお願いします。

それでは、着座で結構ですので説明をお願いします。

○事業者 業務受託者でございます東急設計コンサルタントより、環境影響評価調査計画書「(仮称) 中野四丁目西地区市街地再開発事業」について説明します。灰色の冊子が調査計画書でございます。冊子の1ページ目をご覧ください。

事業者の名称は、中野四丁目西地区市街地再開発準備組合となります。

対象事業の名称及び種類ですが、名称が(仮称) 中野四丁目西地区市街地再開発事業で、対象事業の種類は高層建築物の新築となります。

対象事業の内容の概略ですが、中野区中野四丁目に位置しまして、約1.3haの事業区域におきまして店舗、事務所、住宅、子育て支援施設、駐車場などを新築し、複合的な市街地を形成するという事業でございます。

続きまして、5ページ、6ページをご覧ください。

まず、5ページが事業の内容でございます。位置については、JR中央線の中野駅北口から北へ約250mのところ position し、計画地の南東側には現況中野サンプラザ、南側に中野区役所、西側に中野体育館などがございます。なお、この中野体育館の場所には中野区新庁舎が整備予定です。計画地の北側が早稲田通り、西側は区道に面してございます。計画地の西側は区道を挟み中野体育館、南側は区道を挟み中野区役所、東側は区道を挟み業務ビル、集合住宅、北側は早稲田通りを挟み商業、業務、集合住宅、戸建て住宅などとなっております。

6ページが事業区域の位置図です。

続いて、9ページをご覧ください。こちらが事業の基本計画でございます。建築計画の概要については後ほど平面図等のところでまた説明します。

続いて、10ページをご覧ください。こちらが配置計画図です。一点鎖線の範囲が計画地、外側の点線の範囲が事業区域となっております。事業区域は当該市街地再開発事業の検討エリアを示しておりまして、計画地が本事業完了後の敷地境界を示してございます。

11ページ、12ページをご覧ください。計画建築物の断面図です。低層部が事務所、店舗、子育て支援施設などとなっており、上層部が集合住宅でございます。

建物の概要については、最高高さが約165m、階数は地上42階、地下2階建てで、延面積

が約 12 万㎡です。

住宅の戸数は約 900 戸、駐車場の台数は約 350 台、駐輪場は約 2,000 台の予定です。

11 ページが南北方向の断面図、12 ページが東西方向の断面図です。

続いて、13 ページをご覧ください。駐車場計画でございます。駐車場に関しましては、建物内の地下 1 階の自走式の駐車場及びタワーパーキングを配置する計画です。

続いて、14 ページをご覧ください。施設関連車両の主な走行ルート図に示しますとおり、計画地西側の区道から入出庫する計画です。また、1 階南側にはバス乗降施設を整備する計画で、計画地西側の区道に入口、南側区道に出口を設ける計画です。

続いて 15 ページをご覧ください。歩行者の動線計画です。計画建物の外周に歩道状空地を、北側及び南側には広場を整備します。また、計画建築物の南西側及び南側の 2 階部分には歩行者デッキを整備し、中野区役所新庁舎や南側の中野駅方面へ通過できるようにする計画です。

続いて 17 ページをご覧ください。施工計画でございます。工事工程表にお示ししますとおり、解体工事を 2020 年度、建設工事を 2023 年度から 2025 年度にかけて行う計画です。

続いて、少し後ろに飛びますが、84 ページをご覧ください。環境影響評価の項目の選定というところです。

まず、環境影響評価項目の選定ですが、選定した項目については、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの 12 項目でございます。

85 ページをご覧ください。地下構造物の建設がございますので、地盤と水循環についても予測評価項目として選定をしております。また、自然との触れ合い活動の場ということで、計画地北側の早稲田通り及び計画地西側区道沿いが散策ルート、てくてく中野の魅力発見コースに面していることから、自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度に影響を及ぼすことが考えられるため、環境影響評価項目として選定しております。

続いて、88 ページをご覧ください。今回、選定しなかった項目ですが、悪臭、水質汚濁「地形・地質、生物・生態系、史跡・文化財につきましては予測評としては選定しなかった項目でございます。

最後に、127 ページをご覧ください。環境に影響を及ぼすと予想される地域という図ですが、調査計画書におきましては環境に影響を及ぼすと予想される地域は、事業区域の中心から約 800m の範囲であり、南西側の一部は杉並区が含まれてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問等ございますでしょうか。

○坂本第二部会長 騒音・振動なのですが、中野区のほうから、熱源等設備機器の騒音に対して影響評価をしてくださいという要望が来ているということなので、85 ページのところには○がついてないのですが、事前に検討いただいて影響があるようでしたら評価していただくようにお願いします。

○事業者 中野区からの意見ということで、騒音規制法、振動規制法にある特定施設を今のところ設置する予定はございませんが、設置した場合は法に基づき対応させていただければと考えております。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。それでは、宗方委員、どうぞ。

○宗方委員 景観の測定の点なのですが、圧迫感の測定を行うのがNoA から D の、近傍ぎりぎりのところとなっており、それ以外のところが単なる景観の確認ということになっておりますが、例えばNo.3 のように公園の中で開けた状況で、どんと高い建物が建つというのは、もちろん圧迫感としては遠いから余り影響がないとは言っても、影響は大きく出るはずなのです。なので、A、B、C、D できているような圧迫感の測定に相当するものを幾つかの景観の点においても、既存のスカイラインにどれくらい出っ張るのかという形で指標を出していただければと思います。近傍だと逆に、近過ぎて上を見ないとわからないということで、むしろ地べたを歩いている人には気がつかれないような性格もありますので、むしろ遠くから見るところにおいて、既存のものに対してどれくらい増分があるかという意味での圧迫感的な測定をやっていただければと思います。

○事業者 御意見ありがとうございます。

今の景観の圧迫感の話ですが、現状、敷地が東西南北で1点ずつっておりますが、それ以外の点、例えば公園、眺望が開けたところで1点というところに関しましては、そこら辺も圧迫感について、モニタージュだけではなくてそこら辺も検討していきたいと思っております。

○宗方委員 もう1点なのですが、それに関して、今日書類を見ていて気がついたのですが、中野区の新庁舎が整備される予定となって、No.3 のところから見ますと新庁舎の影響というのが出得ると思うのですが、それは今回の案件に関しては無視してやっていいのか、どういう時間的なずれ、今回測ってすぐ新庁舎ができるのだったらそちらの影響が大きいというこ

ともあると思うのですが、その辺は大丈夫でしょうか。

○事業者 基本的には予測の時点でどれぐらいの予測に耐えられる情報が公開されているかということだと思います。予測の時点で、景観であれば景観の予測ができるぐらいの精度の情報が公開されていれば、それは景観の例えばモニタージュなり、もしくは先ほど圧迫感の話がございましたが、そこら辺に反映していくのかなと考えております。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。森川委員、どうぞ。

○森川委員 工事が終わった後の発生交通量のところと、駐車場の計画のところを教えていただきたいのですが、駐車場のところは350台確保ということで書いてございますけれども、関連車両のところではいろいろ、住宅とか商業で300台とか400台、業務100台とあるのですが、これはそういう計画を立てて350台を確保しておけば大丈夫ということでしょうか。どうなのかなというか、足りないような気もするのですが。

○事業者 計画の規模に基づいて発生集中交通量を算定しておりますが、駐車時間等を加味した上で駐車台数は基準に基づいて設定しておりますので、混雑とかその辺につきましては大きな影響はないと考えてございます。

○森川委員 あと、駐輪場なのですが、8ページのところだと公共駐輪場と書いてあるのですが、これが2,000台の駐輪場に当たるのですか。それとも、住んでいる方とかやってきた方の駐輪場というのを、また別に設けられるのですか。

○事業者 11ページの断面図になりますが、あと、12ページの断面図もそうなのですが、住宅の駐輪場というのが低層と高層の間の部分といたしますか、これで言いますと階層で言うと、5階から6階の部分です。そちらが住宅の駐輪場、それ以外の、1階に駐輪場と書いた部分は、これも加えての台数ということで、住宅は別途設けさせていただくという計画でございます。

○柳会長 森川委員、よろしいですか。

○森川委員 はい。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。それでは池本委員、どうぞ。

○池本委員 廃棄物のことで2つほど教えていただきたいのですが、1つは解体工事も対象に入れられるということなのですが、解体工事は今の施設があって、その情報がある程度必要かと思うのですが、今の想定としてどの程度、既存の予測条件として情報を考えられる予定なのか。

それから、工事の完了後では、供用に伴って発生する廃棄物について予測されるようになって

いますけれども、店舗の部分でどのような店舗が入るかという想定を、予測の時期ぐらいでどのぐらいまで想定されて、そうなのかと。例えば飲食店が入るか入らないかで出てくる廃棄物の質など変わってくると思いますし、そのあたり、どの程度まで設定して予測される、今の想定でいいのですが、御予定なのかをお聞かせいただけますでしょうか。

○事業者 1つ目の既存の解体ですが、どれぐらいの量となるかに関しましては、まず情報収集でございしますが、ある程度、既存の情報を、今建っているものがございしますので、そこら辺も、わかるのであれば、ある程度調べて、解体の量ということで出していきたいと思っております。

あと、商業施設が入る予定ですが、そこら辺、具体的にどのような商業が入るのかはまだ決まっていない状況ですので、そこら辺は今後検討してみて、少なくとも少な目な予測にならないような形で予測をしていこうと考えております。もしくは、公になっている基準値というのですか、原単位というものがあれば、そういうものを使っていくのかなというふうにも考えています。そこら辺は今後の検討ということで考えております。

○柳会長 池本委員、どうぞ。

○池本委員 供用後の話では、飲食店が入るか入らないかで変わってくるようなお話をさせていただいたのですが、この場合、最近の例ですと食品残渣などの扱いを考えられている事例もありますので、全く入らないのであればそういったことは考えなくてもいいかもしれないのですが、入る可能性があるのであれば、そういったことも可能性としては検討していきながらの作業になってくると思いますので、御注意いただけるといいのかなと思います。

○事業者 そこら辺も考慮して今後予測していこうと思っております。ありがとうございました。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。平林委員。

○平林委員 地表面流出について教えていただきたいのですが、土地利用の改変による地表面の流出は既存の資料を見ていただいて調査されるようなことが書いてあるかと思えます。106 ページになります。質問は、この新しく建つ建物の上のほうに貯水槽ですとか雨水の流出の抑制施設のようなものが計画されているのか。また、広場が予定されていますが、そういうところの浸透の施設というか、浸透能のような設備を計画しているのか。そういう計画について教えていただければと思います。

○事業者 雨水貯留とか広場などの透水性の舗装とか、そういう話だと思うのですが、そこら辺の具体は今検討中ですが、当然、地元の区のほうで雨水流出抑制の要綱等々がご

ざいますので、それに従って整備していくことになると思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。それでは、池邊委員、どうぞ。

○池邊委員 この敷地は近くに中野四季の森公園ができて、緑が豊富にあった場所だと思うのですが、事業地のところでは16ページに緑化計画というのが一応あるのですが、両方が広場ということだけであって、片方は特にデッキということになっているようなのですが、自然との触れ合いという意味では後ろのほうで調査をすることにはなっていますが、このあたりの広場という、なぜ緑地ではなくて広場という形になっているのかというあたりについてお伺いしたいと思います。

○事業者 広場といいますと、今回の計画は北側に広場を整備するわけですが、緑という観点、そういう意味でも広場。広場の中に緑を一部整備していくということもあると思うのですが、それ以外にも広場の機能としては、おそらくにぎわいとか、そういう機能もございますので、そういった複数の機能を満たすための広場ということで、緑だけというわけではございません。

○池邊委員 自然との触れ合いのほうで回遊路という形での位置づけで調査をなさるということですので、広場についても、せっかくこのあたりを散策する方も多くなっていると思いますので、そのあたりの配慮をぜひともよろしくお願いします。

○事業者 16ページの緑化計画のところにも広場を設けて、そこに樹木等の植栽を行いながら周辺と連携した緑のネットワークということも書いておりますので、その辺の緑の連携ということを考えながら進めていきたいと考えてございます。

○池邊委員 特にデッキで無理なのであれば、壁面緑化ですとかさまざまな、しかも、最近の緑化ですと壁面緑化の手法が多様になってきておりますので、ぜひとも四季の森からつなぐ緑の道をきちんとつなげるような形にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○事業者 はい、わかりました。ありがとうございます。

○柳会長 ほかに。宗方委員、どうぞ。

○宗方委員 先ほど駐輪場の話が出ていたので、歩行者の動線計画について確認なのですが、15ページに動線計画の表を丁寧につくられているのですが、中野駅に向かう方向の歩行者デッキが他事業ということで、今回の事業の対象にはなっていないことになりますが、いずれここにデッキができた場合に、公共駐輪場から発生した動線が、現状では地上レベルを移動すると思うのですが、そちらのデッキのほうにも流れ得ると思いますが、それは将来的に見

通して流れを両方に導くようなデザインになっていると、そういう理解でよろしいわけですか。

○事業者 公共駐輪場につきましては、今のところ1階レベルというのですか、その辺を考慮しておりまして、それ以外のデッキの部分については計画がまだ明らかにはなってございませんので、その辺は将来的なところでどうなのかというところで、まだ今のこの事業だけではなかなかそのところまでは見えてこないかなと考えてございます。

○宗方委員 新しいパスができれば、当然、そちらのほうに流動を分流させるのか、させないのかということは見越していると思うのですが、そういう将来の変化の対応も考慮しているという意味で理解してよろしいですか。

○事業者 デッキについては歩行者というところで今整備をする予定ではございまして、その将来の影響についてというところは今後また検討していきたいと考えております。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。それでは池本委員、どうぞ。

○池本委員 今回のように複数の事業がこのあたり、周辺で行われる場合に、事業者間の連絡会議みたいなものが、環境の意味、あと用途の意味でも重要な役割を果たしてくると思うのですが、今そのようなものが、連絡会議のようなものが開催されていれば、環境に関してのお話などが出ていれば、その状況を教えていただきたいと思いますが、もし行われていなければ、その考え方について教えていただけますでしょうか。

○事業者 まだ今の段階で各事業の中での連絡会議みたいなものは行っている状況ではございません。今後、一般的な事例でいきますと工事のときとか開発の関係で調整を図っていくことが多いとは思いますが、現時点ではそういったところはないのですが、今後調整していくというのが一般的かなということでございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御発言がないようですので概要説明についてはこれで終わりにしたいと思います。事業者の皆様、どうもありがとうございました。

それでは、その他の受理報告についての説明をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 その他の受理報告について説明します。

まず最初に、お手元のタブレットに、9月の受理報告に係る助言事項の一覧を表示しております。先月報告させていただきました案件について事後報告についてなのですが、以下の3事業について4件の助言事項を審議会として決定していただきまして、事業者に送ってございます。その回答がありましたので、今月、報告させていただきます。

まず、事業名「大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業」については、1件、助言事項がありまして、内容としては、「今後周辺で複数の条例アセス規模の解体・建設事業が行われるため、影響要因が増えていきます。事業者間の連絡を密にとって、できるだけ調整を図り、環境負荷を抑えるよう事業を進めて行ってください。」というものでした。

これに対して事業者の回答として、「計画地に隣接する開発事業者と必要に応じて情報共有を行うことで、可能な限り環境負荷の低減に努めたいと考えています。」という回答をいただきました。

続いて、2つ目の事業「江東区有明北3-1地区開発計画」です。こちらの助言事項ですが、「混合廃棄物の「処理・処分方法」において「埋立」となっていますが、80.4%は再資源化しているにもかかわらず、「埋立」しか書けないものでしょうか。」というものでございました。

これについて事業者の回答なのですが、「混合廃棄物につきましては、埋立以外に、熱回収、再生材として利用されております。次回以降の事後調査報告書では、混合廃棄物についても再資源化の内容及び実績について記載いたします。」という回答をいただいております。

最後、「都営村山団地（後期）建替事業」について2件の助言事項をいただいております。1つ目は「SPMの実測を行っていないため、近隣3測定局と計画地内、敷地境界の測定から推定しています。交通量や当該地点の簡易法No.2も含めて検討しては」という助言をいただきました。

これについての事業者の回答ですが、「工事用車両台数、自動車交通量及び二酸化窒素の測定結果等からSPMの状況を検討するなど、次回以降の事後調査報告書において反映いたします。」というものでございます。

2つ目の助言事項ですが、「実測でないものを比較対象とするのは勘違いを生む可能性がある。定性的な記載とし、関連情報からの検討なので、そのことを丁寧に記載しては」と言う助言をいただきました。

これについて事業者のからは、「次回以降の事後調査報告書において反映いたします。」という回答をいただいております。

9月分については以上となります。

続いて、10月分、今月の受理報告についての助言事項となります。事後報告、「八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業」について、1点、助言をいただいております。「バックグラウンド濃度について、予測手法と同様の手法で求めた結果が表1-5に掲載されています。」概要としましては、ここに書いている内容でございます。

○柳会長 それでは、今月の受理報告に係る助言事項について、提案された委員からの説明をお願いします。森川委員、お願いします。

○森川委員 二酸化窒素と浮遊粒状物質についての事後調査結果なのですが、二酸化窒素のほうは、予測結果を下回っていたということで大丈夫ですねという結果だったのですが、バックグラウンド濃度は同程度だったのですね。SPM、浮遊粒子状物質のほうは予測と同程度であって、バックグラウンドは高かったということで、私のほうで同じような傾向という形で書いてしまったのですが、つまり、バックグラウンドが同じぐらいであったにもかかわらず予測が低い。バックグラウンドは高かったけれども予測程度に収まったということで、整合性はとれていると思いましたが、その下がった、あるいは同程度だったということは、バックグラウンドの影響があったけれども抑えられた。恐らくこれは局所的な話ですので、その発生源が努力されたということがうまく反映できているのかなというふうに、私のほうでは解釈したので、せっかくそういう推計も少しやられていたのですが、考察のほうには触れられていなかったので、入れていただくとよかったかなと思いました。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました助言事項について、審議会の総意として決定するということがよろしいでしょうか。今、おっしゃられた内容のことを記載していただくということで、今後の事後調査に入れていただくということでよろしいでしょうか。

特に異議がないようですので、事業者に助言事項をお伝えください。

受理関係についてはこれで終わりにします。

その他、何かございますでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして本日の審議会を終わりたいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

○柳会長 それでは、傍聴人の方は退場をお願いいたします。

(午後 4 時 52 分 閉会)

(傍聴人退場)